



6つくば社第 3499 号

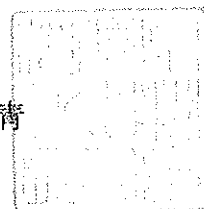
令和 6 年(2024 年) 8 月 30 日

つくば市監査委員 高橋 博之 様

つくば市監査委員 沖田 浩 様

つくば市監査委員 小久保 貴史 様

つくば市長 五十 嵐 立 青



請求人 [REDACTED] が令和 6 年(2024 年) 7 月 29 日付けで提起した住民監査請求（以下、「本件住民監査請求」という。）について、下記のとおり弁明します。

記

1 弁明の趣旨

本件住民監査請求は棄却されるべきである。

2 事実の認否

(1) つくば市職員措置請求書 1 「(1) 対象となる財務会計上の事実」について

ア 第 1 段落（「令和元年度」から「違法なものである。」まで）について
争う。

イ 第 2 段落及び第 3 段落（「具体的な内容は」から「『対象職員』と呼ぶ。）」まで）について

当市の令和 6 年 7 月 19 日付けプレスリリース「生活保護に係る扶助費の誤った支給について」（資料 1、以下、「本件プレスリリース」という。）を引用・要約したものと理解した上でおおむね認める。

なお、本件プレスリリース後に調査を進めた結果判明した事項については、

後記3(2)ア(2～3頁)において述べる。

(2) 同「(2) その行為が違法又は不当である理由」について
争う。

(3) 同「(3) その結果、つくば市に生じている損害」について
否認し、主張は争う。

後記3(2)エ(4～7頁)において述べるとおり、本件に関し当市の損害は確定していない。

(4) 同「(4) 請求する措置の内容」について
争う。

(5) 同「(5) 財務会計行為から1年以上経過している正当な理由」について
不知。

3 弁明の理由

(1) 関係法令

別紙記載のとおり。

(2) 弁明事実

ア 生活保護費に係る扶助費の誤支給の内容について

本件プレスリリース後の確認の結果、生活保護費に係る扶助費の誤支給の内容が下記のとおりであることが判明した。なお、これにより、誤支給総件数は32件、誤支給総額は16,033,639円(うち消滅時効成立分は4,270,436円)となっている(以下、「本件各誤支給」と総称する。)

記

(ア) 障害年金裁定請求に要する診断書の上限額を超えた支給(以下、「本件誤支給①」という。)

件数5件 過支給総額 60,550円(消滅時効完成分15,510円)

(イ) 障害者加算の誤認定(以下、「本件誤支給②」という。)

誤認定 22 件 過支給総額 14,616,219 円（消滅時効完成分 4,254,926 円）

(7) 重度障害者加算誤認定（以下、「本件誤支給③」という。）

誤認定 5 件 過支給総額 1,356,870 円

イ 誤支給の原因について

(ア) 本件誤支給①について

本来、診断書料として支給できる上限額（6,090 円）の超過分は自己負担となり、障害年金受給開始時に自己負担分を相殺すべきであるところ、一部の世帯に対して自己負担をさせずに上限額を超えて事前に支給する取扱いをしていた。

(イ) 本件誤支給②について

障害者加算については、精神障害者で障害年金の受給権がある場合は、裁定請求後、年金証書に基づき加算することができ、障害年金の受給権が無い場合は、初診日から 1 年 6 か月経過した後に取得した「精神障害者保健福祉手帳」により加算することができる。しかし、誤った認識により、本来対象ではない世帯に加算をしていた。

(ロ) 本件誤支給③について

重度障害者加算については、障害の程度が重度で、日常生活において常時の介護を必要とする方に加算するものだが、受給要件の解釈の誤りにより、本来対象ではない世帯に加算をしていた。

ウ 本件各誤支給を踏まえた当市における対応

本件各誤支給について、当市所管課（福祉部 社会福祉課）は、対象世帯に対する経緯等の説明及び謝罪をするとともに、過支給分について生活保護法第 63 条に基づく返還を進める予定であり、その詳細は以下のとおりである。

なお、当市所管課（福祉部 社会福祉課）は、これらの対応の際には、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号・資料 2）等の関係法令・通達を踏まえつつ、必要に応じて茨城県から助言を得

るとともに他の自治体における取扱例を参照し、適切に対応する予定である。

(7) 対象世帯への説明等

本件各誤支給について経緯等の説明及び謝罪を行うとともに、①本件各誤支給額は生活保護法第 63 条に基づき費用返還していただくこと及び返還の際、全額を返還額とすることが自立を著しく阻害すると認められる場合は、「厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号・資料 2）」に定める範囲の額を返還額から控除しても差し支えないことを説明し、②本件各誤支給期間の自立を阻害すると認められる額について、控除費目及び領収書等の提出を依頼する。

その際、上記②に関連する参考資料として、「自立更生のために充てられる費目（例）」（資料 3）を必要に応じて対象世帯に提示する。

(4) ケース診断会議における協議実施

提出を受けた控除費目及び領収書等（現存分）又は、金額の申告（領収書が無い場合は実勢価格を基に協議）を受け、これらを踏まえ、ケース診断会議で控除額と返還額を決定する。

(ウ) 生活保護法第 63 条に基づく費用返還通知を交付

生活保護法第 63 条に基づく費用返還通知について、対象世帯に改めて説明の上交付し、返還額の返還を求める。

エ 本件監査請求に理由がないこと

(7) 本件監査請求は、本件各誤支給に関して、「対象職員」及び当市市長が当市に対する損害賠償責任を負担していることを前提として、当市の「対象職員」及び当市市長に対する損害賠償請求権の行使について勧告を求めるものと解される。

しかし、以下に述べるとおり本件各誤支給に関する当市の損害は確定していない現時点においては、他の要件を検討するまでもなく当市の「対象職員」及び当市市長に対する損害賠償請求権は客観的に成立していないことが明

らかであるから、本件監査請求には理由がない。

- (イ) まず、生活保護法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないことを規定する。そして、保護の補足性（生活保護法 4 条）及び保護の程度（生活保護法 8 条 1 項）に鑑みると、保護の実施機関が当該被保護者の需要の測定に用いるべき保護基準を誤った結果、当該需要を過大に測定し、当該被保護者に対し本来用いるべき保護基準によればすべきであった保護費の支弁の程度を超過した保護費の支弁をした場合についても、当該被保護者は本来は支弁されるべきでなかった保護費の支弁がされ、これに対応する保護金品を受けたことにより「資力がある」と評価され得るから、生活保護法第 63 条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは」に該当し、同条に基づく返還命令の対象となり得るものと解されている（大阪地判平成 30 年 4 月 20 日裁判所 HP 掲載〔資料 4〕）。本件各誤支給についても、誤支給の原因は保護の実施機関における保護基準の適用についての誤りがあることは否定できないが、そうであったとしても生活保護法第 63 条を適用することは可能であり、当市所管課（福祉部 社会福祉課）においても同条に基づく返還を進めているところである。

そして、本件各誤支給に係る当市の損害については生活保護法第 63 条に基づく返還命令とその回収状況によって確定されるものであるところ、この手続はまだ完了していないから、当市の損害も未だ確定していない。なお、当市としては、生活保護法第 63 条に基づく返還命令とその回収状況により当市の損害が生じたと認められる場合には、本件各誤支給に係る「対象職員」等の重過失（地方自治法 243 条の 2 の 8 第 1 項）の有無等の要件を踏まえ、地方自治法 243 条の 2 の 8 第 3 項の賠償責任も検討する。

(ウ) 以上に対し、請求人は、要旨、①返還額が生活保護受給者の生活を圧迫するものであり、対象者に返還させることが困難であること、②本件各誤支給が「社会福祉課（対象職員）の責任で発生した、公金の誤支出であり、全額債務免除とすることが社会通念上相当」であること、及び③東京地裁平成 29 年 2 月 1 日の判断内容を理由として、本件各誤支給の総額について当市に損害が発生しているという趣旨の主張をしている（つくば市職員措置請求書 1 (3)〔2～3 頁〕）。

しかし、上記①については的確な証拠に基づかない請求人の抽象的な感想の域を出ていない。この点、仮に返還額が被保護世帯の生活を圧迫すると認められる場合、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められることを要件として一定の範囲の額を返還額から控除することが可能である（厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号の 1 の(1)参照・資料 2））し、確定した返還額についても分割納付により対応することも可能であり、これらの制度を利用すれば、返還額が生活保護受給者の生活を圧迫するものとして対象者に返還させることが困難である事態は回避できる。

また、上記②については、本件各誤支給についても生活保護法第 63 条が適用されることは前記(イ)で述べたとおりであり、同条に基づく措置を取らない現時点において全額債務免除とした場合、被保護世帯は本来支弁されるべきでなかった保護費の支弁がされこれに対応する保護金品を受けた結果が確定し、このような事態は保護の補足性（生活保護法 4 条）及び保護の程度（生活保護法 8 条 1 項）に反する結果となるため、社会通念上相当とは解されない。

さらに、上記③について、生活保護法第 63 条の適用に係る保護の実施機関の裁量判断に関しては、請求人が摘示する東京地判平成 29 年 2 月 1 日（判例秘書登載）のように担当職員による損害賠償責任の成否や過支給費用の全

部又は一部の負担の可否（以下、「担当職員の責任等」という。）についての検討が要考慮事実であるとする裁判例と、大阪地判平成30年4月20日裁判所HP登載〔資料4〕のように担当職員の責任等についての検討は要考慮事実を構成しないとする裁判例が分かれているところであり、裁判所における統一的な判断基準の形成は未だされていない（ほかにも、福岡地判平成26年3月11日Westlaw搭載〔資料5〕は実施機関の過誤処理による過支給についての生活保護法63条に基づく返還命令に関し、担当職員の責任等を要考慮事実として摘示していない。また、福岡高判令和元年7月25日D1-Law搭載〔資料6〕は、生活保護法第63条に基づく返還命令に関し実施機関に長期の事務遅滞がある事案において、担当職員の責任等を要考慮事実として摘示していない。）。かかる状況下では、下級審裁判例の一つに止まっている東京地判平成29年2月1日に依拠して、（生活保護法63条に基づく返還命令を経ることなく）担当職員の責任等の追及により本件各誤支給分への対応をしなければならないとまでは解されない。

以上を踏まえると、本件各誤支給の総額について、生活保護法第63条に基づく返還を進めずに当市の損害と確定させることは相当ではなく、請求人の主張はこの点において誤りである。

(エ) なお、本件各誤支給のうち消滅時効が完成した分のうち国庫負担金分（4分の3分）については、現在、茨城県を通じて国に対し返還の要否を確認しているところである。この点、国において返還が不要と判断された場合には、当市が被保護世帯から返還が受けられなかったとしても同額について当市の損害は発生しないことになるから、本件各誤支給のうち消滅時効完成分についても当市の損害は未だ確定していない。

4 その他の事項

なし。

5 証拠書類

資料1 本件プレスリリース

資料2 厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成24年7月23日社援保発
0723第1号）

資料3 「自立更生のために充てられる費目（例）」

資料4 HP出力物（大阪地判平成30年4月20日）

資料5 HP出力物（福岡地判平成26年3月11日）

資料6 HP出力物（福岡高判令和元年7月25日）

以上

(別紙)

関係法令

○ 生活保護法

第1 4条

- 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第2 8条

- 1 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

第3 63条

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

○地方自治法

第1 243条の2の8

- 1 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。
 - 一 支出負担行為
 - 二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認
 - 三 支出又は支払
 - 四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査
- 2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。
- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

（以下省略）

以 上